

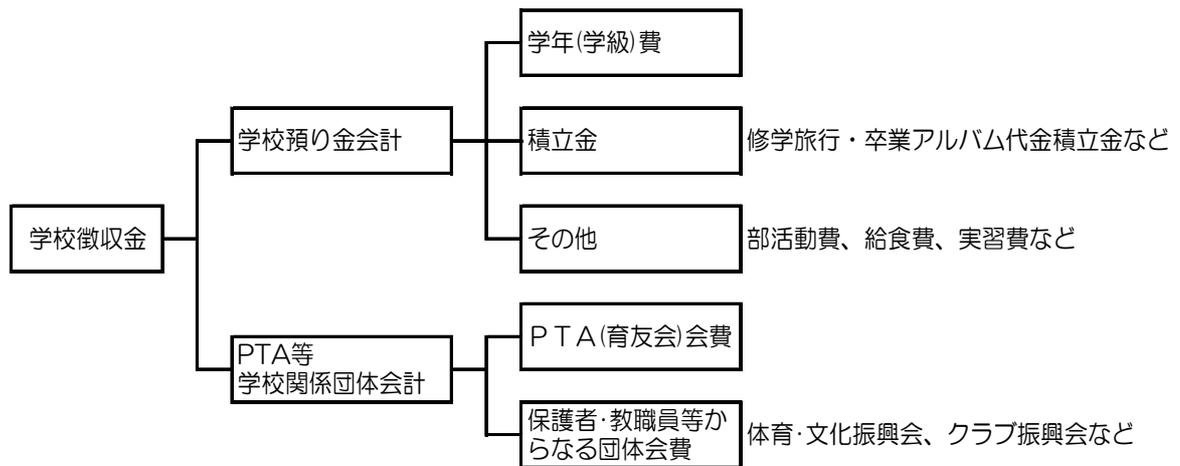
学校徴収金の使途等について

1 学校徴収金の定義

学校には、公費とは別に学校が扱う会計として、個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など、児童生徒に直接還元される性質の会計（学校預り金会計）とPTA等学校関係団体の会計とがあり、これらを合わせて学校徴収金と定義する。

これらは、教育上必要となる教材等を一括して購入するなど児童生徒及び保護者の利便性を図ったり、より質の高い教育活動を展開したりする上で、学校運営に寄与してきた。

（学校徴収金の体系図）



2 学校徴収金に係るこれまでの経緯と整理の必要性

[PTA等学校関係団体の位置付け]

PTAは、保護者と教職員が、児童生徒の教育や指導のあり方、教育環境の充実等を目的に主体的に活動する団体で、学校から独立して設置されている。また、PTAとは別に、活動を体育・文化活動等に限定し、それを支援する団体が一部の学校に設置されているケースもある。（以下、これらを「PTA等学校関係団体」という。）

[従来のPTA等会費の使途]

従来、PTA等学校関係団体の会費（以下、「PTA等会費」という。）については、その団体の活動等、組織の活動費そのものに充てる他に、学校と一体となって児童生徒を育成していこうという観点から、教育環境の充実・改善等を行うための経費として使われてきた経緯がある。同時に、その徴収の仕方や会計処理、使途についても各学校により様々な経緯があり、本来的には公費負担が適当と思われる校舎修繕などの経費が、PTA等会費から支出されている例が見受けられた。

一方、教職員や学校が構成員となり、その資質向上等を目的とした教育研究団体等の分担金・負担金（会費）や教職員が参加する研修会等の資料代など、本来的には、公費負担又は個人負担（教職員）が適当と思われる経費がPTA等会費から支出されている例も見られた。

[監査委員の意見（使途等の統一的な基準の策定）]

このため、監査委員から「P T A会費など学校徴収金については、一部の学校の修繕費や職員の賃金など公費で支出すべき経費に充当している事例が見受けられた。これらの経費の執行については、各学校の判断に委ねられているところであるが、教育委員会として、その使途や管理方法について統一的な取り扱い基準の策定を検討されたい。」との意見が出されてきたところである。

[負担区分とP T A等会費の使途基準整理の必要性]

県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費については、設置者である県が負担することが原則であり、安易にP T A等会費に負担を求めることは、適切ではない。このため、公費として負担すべきものを明確にするとともに、P T A等学校関係団体からの支援を受ける活動についても、社会通念に照らして適切に判断することが重要である。

もちろん、冒頭に書いたように、P T A等学校関係団体は、学校から独立して設置されている活動団体であり、その会費の使途等についての判断も、団体として主体的に行われるべき性質のものであり、P T A等学校関係団体の活動や学校への要望・提案が制限されるものではない。しかし、これらは学校の教育活動と不可分な関係にあることから、公費負担とP T A等会費との関係、あるいは各学校において差異の見られるP T A等会費の使途のあり方等については、原則的かつ統一的な考え方が必要となるところである。

こうしたことを踏まえ、教育委員会として、P T A等学校関係団体の会計（P T A等学校関係団体会計）からの支出の現況について調査をした上で、学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担のあり方（公費負担のあり方）とP T A等会費の使途等について、検討・整理したので、今後は、以下のとおり取り扱うこととする。

3 公費と学校徴収金との負担区分

[公費負担とすべき経費]

公費と学校徴収金との負担区分に当たっては、まず、設置者である県が負担すべき経費（「公費負担とすべき経費」）を明確にする必要がある。その際、これまでの経緯により、P T A等学校関係団体からの支援を受けていたものであっても、公費負担とすべきと考えられるものはこれを明らかにし、こうした経費については、学校徴収金により支出しない。

[P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費]

一方、P T A等学校関係団体が主催する事業及びP T A等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するため必要な経費は、「P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費」とする。

[私費負担を求める経費]

また、学校預り金会計で取り扱う経費は、個人の所有物に係る経費、又は個人に還元される経費であるため、「私費負担を求める経費」とする。

1) 公費負担とすべき経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費は、公費負担とし、学校徴収金により支出してはならない。

区 分	内 容	具 体 例
学校施設・設備の整備	施設の建設に要する経費 設備・備品の整備に要する経費	校舎、体育館等の施設の建設・増改築等 空調・給排水設備等の設備整備、備品の整備等
学校施設・設備等の維持管理	施設、設備・備品の修繕、保守管理等に要する経費	校舎・グラウンド・体育館・プール等の施設修繕、空調・給排水設備等の設備修繕、備品修繕、施設・設備の保守管理等
教職員の人件費等	教職員の給料、手当 非常勤職員等の報酬、賃金 教育活動・管理運営に要する教職員の旅費	非常勤講師の報酬、代行員、介助員等の賃金
教育活動費	学習指導要領等に基づく教育を行うために必要な経費	授業・実習等の教科活動、学校行事等の特別活動などのための教具、教材等 進路・生徒指導業務に係る経費等
管理運営費	その他管理、指導のために要する経費	教務・学校維持運営活動のための消耗品・印刷製本費等、 光熱水費などの管理・運営費等

(教育研究団体等の分担金・負担金の取り扱い)

教育研究団体等の分担金・負担金(会費)や研修会等の資料代等については、教職員の資質向上等のために必要な経費であるが、学校徴収金から支出せず、その教育研究団体等の性格等により、以下のとおり取り扱う。

<教育研究関係団体等の分担金・負担金>

- ・ 学校が構成単位となっている教育研究団体等の分担金・負担金(学校割りとなる分)については、その性格や活動を勘案した上で、公費負担とする。
- ・ 特定の個人で構成される教育研究団体等の分担金・負担金(個人割りとなる分)については、個人負担(教職員)とする。

<研修会等の資料代等>

- ・ 公務として出張を命じた研修会等の参加費、資料代等は、公費負担とする。

2) P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、P T A等学校関係団体が主催する事業及びP T A等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するため必要な経費は、P T A等学校関係団体会計から支援を受けることが可能である。

なお、支援を受ける場合は、P T A等学関係団体からの提案（自発的なものであること）によること。また、提案された支援が、予算額を含め会員の総意であることを確認すること。

区 分	内 容	具 体 例
P T A等学校関係団体が主催する事業に要する経費	P T A等の団体が各学校の教育活動を支援するために主催する事業に要する経費	学力向上のための講習会(講師等謝金、講習用教材・教具等)、各種講演会、その他の事業
す ら P の T 経 要 A 費 望 等 に 学 よ 校 る 事 係 業 団 に 体 要 か	部活動に要する経費 特色ある教育の実現に要する経費	公式大会等の通常活動を除き文化部・体育部活動をより一層充実するために要する経費 学校の特色化をより一層推進するために要する経費
		外部指導者に係る経費、技術力・競技力を高めるための設備・用具、強化合宿・練習等のための経費(施設使用料、引率旅費等)等 国際交流活動(講師等の謝金・旅費、教材等)、地域交流・ボランティア活動(講師謝金、備品、消耗品等)、高大連携等校種間連携事業、学校・企業情報管理等(賃金、通信運搬費等)、その他特色ある事業

(留意事項)

[経済的負担の軽減]

- ・ 保護者等に過重な負担を強いることのないよう配慮するとともに、支援は、必要最小限度のものとする。

[評価と報告]

- ・ 支援を受けた内容について、点検・評価を行い、実績はもちろんのこと、実施状況等についても、随時、P T A等学校関係団体に報告を行うこと。

[寄附の手続き]

- ・ P T A等学校関係団体から支援を受けた、教育活動のために使用する物品については、その受領に当たって、和歌山県物品等管理事務規程等に従い、寄附採納の手続きを行うこと。

3) 私費負担を求める経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費等は受益者負担、個人への還元等の観点から、個人負担によることが適当である。

区 分	内 容 ・ 具 体 例
児童生徒個人の所有物に係る経費	学校・家庭のいずれにおいても使用できるものに係る経費 ・筆記具、ノート類、参考書、辞書等
	学級、学年、特定の集団の全員が個人の所有物として使用するものに係る経費 ・生徒個人の制服、体操服、名札、校章、生徒手帳、実習服等
教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、それから生じる利益が児童生徒個人に還元するものに係る経費	・書道、絵画、調理、手芸などの実習用材料費等 ・修学旅行、遠足、映画・観劇等の参加費等に係る経費 ・模擬試験、資格検定料、進路資料代等の個人又は特定の集団の進路指導に係る経費 ・行事保険料等、給食費等

4 教職員が従事するPTA等学校関係団体業務の取り扱い

PTA等学校関係団体の活動は、保護者と学校職員が一体となって行うものであり、PTA等学校関係団体の会計業務については、学校がPTA等学校関係団体から委任を受けた上で、学校長が学校職員に命じた公務であると考えられる。そのため、業務委任について関係規則の中に新たに規定し、その位置付けを明確化する。

5 公費と学校徴収金との負担区分整理に伴う措置

[予算の補正等必要な措置]

- このたび、公費負担と学校徴収金との負担区分を明確にしたことによって、必要となる公費負担分の経費については、予算の補正等必要な措置を講じるとともに、来年度以降も同様の考え方に基づいて行う。

[業務要領等の作成]

- 教職員が従事するPTA等学校関係団体の会計業務の取り扱いについて、関係規則の改正により、その位置付けを明確にするところであるが、業務要領等についても新たに作成し、規則に基づいて業務ができるようにしていく。